

須賀川労働基準協会 通信 (28年10月)

協会の HP : <http://www.srkkyo.sakura.ne.jp>

もご覧ください

10月を迎え、過ごしやすい季節になってきましたが、協会の業務面では全国・県・地区と各種の「産業安全衛生大会」が予定されており、忙しい月になりそうです。そして、10月1日から7日までは「全国衛生週間」。今年のスローガンは『健康職場 つくる まもるは みんなが主役』です。衛生週間は昭和25年に始まり今年で67回目を迎えます。

先日、あるところで見つけた写真を紹介します。まだ、118号線が通る前ですので、昭和40年代前半の本町商店街を写した写真ですが「全国衛生週間」の横断幕にご注目下さい。

仕事から「衛生週間」の表示に反応しましたが、「衛生週間」活動が昔から、続いて来たことを改めて認識いたしました。



横断幕のあたりが現在の国道118号

【9月の協会活動】

<1> 理事会の開催 9月8日

年度前半の協会活動の経過を報告し、後半に向けての計画を承認していただくため、理事会を開催いたしました。議案の審議内容は下記の通りです。なお、詳細はHPに掲載いたします。

1. 事業活動報告 — 事業計画通りの活動を行っている。講習受講者数の総数は増加。
2. 会計報告 — 教育講習が順調で、前年比ではわずかに改善の方向。
3. 理事辞任の件 — 林精器製造(株)の日下俊一郎氏、岩通マニファクチャリングの永松良輔氏のお二人が辞任、後任予定者益子邦雄氏、遠藤信一氏をご紹介します。
4. 須賀川地区産業安全衛生大会での表彰事業場及び個人表彰者決定の件 — 案を提案し了承。

<2> 衛生週間実施説明会の開催 9月13日

毎年、9月の「衛生週間準備月間」中旬に「衛生週間実施説明会」を開催し、監督署のご担当者から衛生週間中に実施すべき事項の説明や、監督署・労働局からの情報提供をいただいております。

第二部として、保険衛生コンサルタントの斎藤さんから「健診結果を健康管理に生かす」とのテーマで講演をいただきました。いい資料でしたのでHPに掲載します。健康に関心のある方はご覧ください。

<3> リスクアセスメント基礎研修を実施 9月20日

半日の短い研修ですが、事業場における「リスクアセスメント」実施がなぜ必要なのか”法的な背景”や職場の安全管理上”どのような効果が期待”できるのかなどについて説明し、実際に演習を行って自分の事業場で、リスクアセスメントを実施する手順等を学ぶ教育講習です。(次回は2月の予定)

<4> 玉掛技能講習を実施 9月29日、30日、10月2日

「玉掛技能講習」は年4回実施しており、3、5、7、9月と奇数月に実施をしています。4回実施をしているのはこの玉掛技能講習と職長教育だけで、この二つが教育講習の柱の講習になっています。

建設土木の現場ではクレーンなど大きな重機が目立ちますが、荷物を釣るためには荷物とクレーンを結びつける玉掛作業が必要になります。工場内のクレーン作業でも必要な基本的な技能資格です。



理事会で挨拶する吉田会長



衛生週間説明会 : 中村監督



玉掛技能講習 : 学科講習

【第67回 全国労働衛生週間】に関する基本情報

労働衛生週間には労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

それぞれの職場で安全衛生パトロール、スローガン掲示、安全衛生講習会、見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開しましょう。

<スローガン> 健康職場 つくる まもるは みんなが主役

<衛生週間を機会に実施してほしい事項>

1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚、スローガンの掲示
3. 労働衛生に関する有料職場、功績者などの表彰
4. 職場の状況に応じて事故や災害を想定した実施訓練
5. 安全衛生教育講習、作文・写真・標語などの掲示。また、労働衛生意識高揚の施策。

<労働衛生分野の重点課題を認識し、自社・自職場に合わせた対応>

1. ストレスチェック・化学物質のリスクアセスメント実施など「改正労働安全衛生法」への対応
2. その他の重点事項
 - (1) 疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
 - (2) 心の健康促進のためメンタルヘルス対策の促進
 - (4) 過重労働防止の対策
 - (5) 腰痛予防の対策
 - (6) 溶剤・薬品でのやけど防止。
3. 「労働衛生3管理」の推進を中心とした活動
 - (1) 労働衛生管理体制の確立と活動の活性化
 - (2) 作業管理 ・ 作業環境管理 ・ 健康管理 の推進
 - (3) 労働衛生教育の推進
 - (4) 心とからだの健康づくりの継続的活動
 - (5) 快適な職場環境の形成促進
 - (6) 職場における感染症に関する理解と取り組み

【福島労働局からの情報】 詳細情報は須賀川労働基準協会HPから入手できます。

<育児・介護休業法等が改正されます！>

平成29年1月1日より法律が改正され、育児休業や介護休業などが利用しやすくなります。また、いわゆるマタハラなどのハラスメント防止措置が事業主に義務付けられます。これに伴い、各事業場において、来年1月1日までに、改正内容に沿った就業規則の変更が必要となります。

ここでは改正のポイントをいくつか取り上げますが、詳細は福島労働局のHPか須賀川労働基準協会のHPをご覧ください。

- ポイント1: 介護休暇を3回に分けて取得できるようになりました。
- ポイント2: 介護休暇を半日単位で取得できるようになりました。
- ポイント3: 介護の必要がなくなるまで、残業免除。
- ポイント4: 子の看護休暇を半日単位で取得できる。

<福島県最低賃金が改定されます！>

平成28年10月1日から福島県の最低賃金が726円に改定されます。今回の改定は21円アップと大幅なものになりましたが、この最低賃金はパート・学生アルバイトなど働き方の違いに関わらず、すべての労働者に適用されますので、ご注意下さい。

<有期労働契約から無期転換の仕組み>

雇用契約を1年ごとに更新する労働契約の場合、通算5年を超えたときは労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換できます。

福島労働局 HP : <http://fukushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
須賀川労働基準協会HP: <http://www.srkkkyo.sakura.ne.jp/>

